（資産の評価）

第二十四条の三　［略］

［2～5　略］

6　次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一　［略］

二　市場価格のある資産（実質子会社及び関連会社の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。第八十六条の二第三項第二号及び第二百十条の十一の三第三項第二号において同じ。）を除く。）

三　［略］

（保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者）

第五十二条の十二の二　［略］

2　［略］

3　第一項の規定にかかわらず、連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によらずに連結財務諸表規則の定めるところにより連結財務諸表を作成する者（以下「特例企業会計基準等適用法人等」という。）に係る令第十三条の五の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、その採用する企業会計の基準において第一項各号に掲げる法人等と同様に取り扱われている法人等とする。

4　第二項の規定にかかわらず、特例企業会計基準等適用法人等に係る令第十三条の五の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、その採用する企業会計の基準において第二項各号に掲げるものと同様に取り扱われている法人等とする。

5・6　［略］

第五十九条の三　法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　保険会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)　経常収益又はこれに相当するもの

(2)　経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの

(3)～(7)　略

三　保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ　連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）（保険会社が相互会社である場合には、連結基金等変動計算書）（これらに類する事項を含む。）

［ロ・ハ　略］

（資産の評価）

第二十四条の三　［同上］

［2～5　同上］

6　［同上］

一　［同上］

二　市場価格のある資産（実質子会社及び関連会社の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。）を除く。）

三　［同上］

（保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者）

第五十二条の十二の二　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

3・4　［同上］

第五十九条の三　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　経常収益

(2)　経常利益又は経常損失

(3)～(7)　同上

三　［同上］

イ　連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）（保険会社が相互会社である場合には、連結基金等変動計算書）

［ロ・ハ　同上］